

基次等を討ち取った。翌七日大坂城が落ち、豊臣氏は滅亡した。……閏六月十九日政宗は戦功により正四位に叙し参議に任ぜられた。』

注(3) こそで。礼服の大袖の下に着用する小さい袖の衣服。

注(4) かたぎぬ。武家の礼服で袖がなく肩から背にかけて、小袖の上に着用する。背の中央と両の衽〔おくみ〕に家紋を付け、下は半袴を用いる。

注(5) 裁着、たっつけ。たっつけ袴。袴の一種で、裾を紐で膝の所に括りつけ下部が脚胖仕立となったもの。伊賀袴ともいう。

注(6) 命令、統制を乱す無法な振舞。

資料 東藩史稿巻之4（作並清亮）

12. 伊達綱宗の享年

問 伊達綱宗の歿年齢が、本によっては71才と書いてあるものもあり、72才としてあるものもあります。どちらをとるべきでしょうか。

答 伊達綱宗の享年について、71歳とするもの、72歳とするもの、また73歳とする三様の系図書や本があります。それらのものを整理しますと、次のようになります。

1. 71歳とするもの

雄山公〔綱宗〕治家記録巻之下

東藩史稿巻之5（作並清亮）〔『但譜系系図並〔とも〕ニ七十二ニ作ル』と註記〕

伊達氏歴代一覧表（「宮城県通史」（清水東四郎）所載）

伊達騒動（平重道）〔同書中の年表には72歳とある。〕

仙台市史第7巻〔P388に17とあり、71のミスプリントか。〕

2. 72歳とするもの

新訂寛政重修諸家譜巻第762

伊達家史叢談首巻（伊達邦宗）

伊達略系（作並清亮）

伊達家略系一覧表（作並清亮）

伊達家系譜（天嶺編）

東藩史稿巻之5、（作並清亮）〔正徳元年六月四日薨ス、年七十一、○譜系系図並ニ七十二ニ作ル。〕

仙台市史（明治41年版）

仙台市史第1巻（昭和4年版）

仙台市史第1巻（昭和29年版、「伊達家譜」〔寛政重修諸家譜を転載〕）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

伊達家系譜（「仙台人名大辞書」所載）

伊達氏系図（「伊達騒動実録」（大槻文彦）所載）

宮城県通史（清水東四郎）

伊達氏系譜（「宮城県通史」所載）

宮城県史第2巻

宮城県郷土史年表（菊地勝之助）

郷土史仙台耳ぶくろ（三原良吉）

伊達騒動（平重道）〔年表では72歳、本文では71歳。〕

日本人名大辞典第4巻（平凡社）

3. 73歳とするもの

仙台市史第7巻〔P.117に73歳。P.385に17とある。〕

仙台市史第10巻、年表

以上の3説があります。

先ず第1の71歳説は「雄山公〔綱宗〕治家記録」巻之下の正徳元年〔1711〕6月4日の条『六月四日壬戌、巳中刻〔みのちゅうこく。午前10時頃〕卒シ給フ。御年七十一。法名雄山全威大居士見性院ト号シ奉ル。』の記事に依ったものであります。当時、西洋式の満年齢のとなえ方など全く考えられない時代であって、もしも仮りにそれによっても満70歳10カ月で、満71歳には到達していません。恐らく、年齢計算にありがちな逆算の誤りによるものと考えられます。「治家記録」は「諸臣等〔史官〕奉命撰」に成るもので、一旦撰上されたものは〔2本〕上部に秘蔵され、濫りに閲覧・訂補などを許さなかったものであります。「治家記録」全体を通じて、不適切な個所がたまたま見られることのあるのは、そのためであります。

第3の73歳説をとるものも、「獅山公〔吉村〕治家記録」に依ったことを明示しています。

ところで綱宗の誕生は寛永17年〔1640〕8月8日で、「義山公〔忠宗〕治家記録」巻之3に次のように記されています。『寛永十七年……八月八日丁巳仙台二丸ニ於テ御子誕生、公ノ六男^藩ナリ、御母ハ家ノ女房^見実ハ櫛司〔くしげ〕ノ中将隆政朝臣ノ末女ナリ、御子童名巳之助〔みのすけ。巳の日の生れであるので〕ト称セラル、実ニ是伊達氏十九世從四位下行〔ぎょう〕左近衛権〔ごん〕少将兼陸奥守綱宗君ナリ』。その逝去は、正徳元年〔1711〕6月4日で、「雄山公〔綱宗〕治家記録」巻之下に『正徳元年……六月四日壬戌巳中刻卒シ給フ。……』。故に生歿年から算出される歿年齢は72歳となり、第2の72歳説が当たっていることとなります。

注(1) 満年齢の唱え方が始まったのは、昭和25年以後のことで、次の法律が施行されたためである。「年齢のとなえ方に関する法律」（昭和24年5月24日法律第96号、25年1月1日施行）に『この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によって言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治35年法律等50号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によってこれを言い表わすことを常とするように心がけなければならない。』と規定してある。「年齢計算ニ関スル法律」（明治35年12月2日法律第50号）の規定とは、『年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス』とあることである。

注(2) 律令制で官位を称する際、官職と位階が相当せず、位階が官職より高過ぎる場合、位階と官職名の間に「行」の語を挿入した。従四位下の官位相当は近衛中将である。綱宗の場合位階が高く官職が低いので、このように「行」が入っているのである。この反対の場合、即ち官職の相当位が位階より高いときは、位階と官職の間に「守」〔しゅ〕を挿入する。官位・官職相当の場合は、そのまま書き下す。「令義解」〔りょうのぎげ〕選叙任用内外官の条に『凡任内外文武官而本位有高下者。若職事卑為行。高為守。』とある。

資料 義山公治家記録卷之3

雄山公治家記録卷之下

13. 天満宮の榴岡への移遷について

問 榴岡天満宮の社前の説明板に『慶安三年東照宮の創建と共に東隣に移動し、寛文七年七月二十五日この地に遷宮された』とあります。ところが「仙台市史」第7巻を調べますと『慶安三年(1650)東照宮造営の為め本社を城東躑躅が岡に遷した』と記してあります。遷宮の年月日は、どちらの方をとるべきでしょうか。

答 天満宮の榴岡移遷については、同社の説明板の方が正しく、「仙台市史」の方は誤りでありませう。これを確証付ける最有力な資料に、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞蔽。享保4（1719））の記事と、「寛文三・七年〔1663～67〕製作仙台古地図」（旧第二高等学校蔵）・「寛文四年〔1664〕製作仙台御城下絵図」（伊達家旧蔵）の図示とがあります。まず、「奥羽観蹟聞老志」の著者佐久間洞蔽は、承応2年〔1653〕生れ、元文6年〔1736〕歿、まさに、ここで問題としている時期と同時代⁽¹⁾に生きた仙台の碩学で、この書の記述の信頼性は絶対のものといえます。すなわち、同書巻之6に『菅神廣号照星閣……往時在宇多郡八幡崎相伝……天延二年〔974〕庚〔正しくは甲〕戊平持村者所勧請也後……文永元年〔1264〕甲子島津某者移之宮城郡国分荘小俵村玉崎山中⁽²⁾玉崎或作玉手崎又⁽²⁾称玉田崎古玉田也